

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて

輸入注意事項12第63号 (12.10.16)

改正①輸入注意事項15第18号 (15.4.10) ②輸入注意事項18第18号 (18.12.27)

平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する輸入規制の対象となる第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの並びにその関税率表の番号等は、次の表に掲げるものとします。

ただし、3に掲げる第一種指定物質を含有するものにあつては、その含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除きます。

1 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号。以下「化学兵器禁止法施行令」という。)別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質①

関税率表の番号等	貨物名
2903.39-029	1・1・3・3・3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペ ン(別名 PFIB)
2930.90-000	O・O-ジエチル=S-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラー ト(別名アミトソ)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
2933.39-220	3-キヌクリジニル=ベンジラート(別名 BZ)

2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質①

関税率表の番号等	貨物名
2812.10-000	三塩化ヒ素
2905.19-000	3・3-ジメチルブタン-2-オール(別名ピナコリルアルコール)
2918.19-090	2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸
2921.19-000	N・N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が 3以下であるものに限る。)

